

令和2年6月定例会 総務委員会

令和2年7月3日（金）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

浪越委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時59分）

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の追加提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には座ったままでなされますよう、よろしくお願いします。

【追加提出予定議案】（説明資料（その3））

○ 議案第20号 令和2年度徳島県一般会計補正予算（第4号）

【報告事項】

な し

高橋警務部理事官

私からは、お手元の総務委員会説明資料（その3）中の令和2年度一般会計予算6月補正予算案について御説明いたします。

説明資料の1ページをお開きください。

歳入歳出予算総括表であります。総額で530万7,000円の増額補正をお願いしております。

次に、2ページをお開きください。

補正予算に係る事業について御説明いたします。

資料の下から2番目に記載してあります警察活動費の一般警察活動費として530万7,000円の増額補正をお願いしております。

この経費は、新型コロナウイルス感染症対策として、警察留置施設内での感染拡大防止のための施設の改修や警察活動中の感染防止を目的とした備品の購入などを内容とするものであります。

以上、令和2年度一般会計予算6月補正予算案について御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

浪越委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては追加提出予定議案に関連する質疑にとどめたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、先ほど開会された議会運営委員会において、追加提出予定議案については本日の委員会で十分審議の上、7月6日の本会議においては委員会付託を省略して議決することが決定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

井川委員

530万7,000円の補正予算です。留置施設の改修やいろんな備品の購入経費ということでございますが、もう少し具体的にお聞かせください。

高橋警務部理事官

530万円余りの補正予算をお願いしておりますけれども、もう少し詳しい内容について御説明させていただきます。

補正予算案につきましては、新型コロナウイルスの感染や感染拡大防止に必要な事業として530万円余りの増額を計上しております。

事業の内容は三つございまして、一つ目は、留置施設内での集団感染を防止するための隔離室を整備しようと考えておりまして、その改修経費が485万2,000円であります。

二つ目は、新型コロナウイルスの一つの症状であります呼吸器不全を把握するための機器、これはパルスオキシメーターと言いまして、指先に光を当てて血中酸素濃度の低下等を測定するものであります。その導入経費としまして14万1,000円。

三つ目は、飲酒取締りをする際、息を吹きかけてもらうのですけれども、現在の機器は少々短く、これを長いものにすることによって飛沫^{まつ}等を防ぎ、警察職員の感染予防を図るための機器の購入経費としまして31万4,000円を計上しています。この三つの経費を合わせまして530万円余りの増額をお願いしているというものであります。

井川委員

485万円余りで留置施設を改修するということでございますが、その事業概要及び具体的な改修内容をお聞かせください。

生原警務課長

まず、留置施設改修事業の概要でございますけれども、県警察では、留置施設内におけます新型コロナウイルスの感染予防や拡大対策といたしまして、勤務員や被留置者の手指消毒、また、人と人の間に距離を保つなどの3密の回避、その他、共用部分の消毒等の措置を徹底しているところでございます。

仮に被留置者の感染が確認された場合、感染拡大を防止するには、ほかに被留置者のいない別の施設に留置することが理想でございます。今回の補正予算案は徳島名西警察署石井庁舎の現在使用しておりません留置施設の改修経費を計上したものでございまして、他の被留置者と隔離できる施設を整備しようというものでございます。

具体的な改修内容といたしましては、留置施設内の居室の一つに、飛沫^{まつ}防止のための透明のポリカーボネート板を設置したり、専用の洗面設備等を整備するものでございます。

井川委員

留置施設の改修ということなのですが、災害対策という観点にも十分考慮していただきたいと思いますが、その辺について教えてください。

田中企画課長

災害対策の関係でございます。現在、新型コロナウイルス感染症対策とともに、災害対策についても配慮していくべきでないかということで御議論されているところでございます。

自治体との連携によります避難誘導、交通規制等の諸対策につきましては、県警察におきましても重要な任務であると認識しているところでございます。災害時、自治体が指定いたします避難先におきましても、いわゆる3密を避けるなどの新型コロナウイルス感染症対策の必要性が求められているものと承知してございます。

県内各警察署におきましては、自治体との連携を図りまして、避難場所、避難所の確認はもとより、避難の在り方、その他マスクの持参等、感染予防のための対応等を確認するなどいたしまして、有事に備えてまいりたいと考えているところでございます。

井川委員

よく分かりました。近県でも警察署を閉めるくらい感染したという事例もあったように聞いております。警察官自身が感染したら治安が守られない。何があってもおかしくない時ですから、警察官の方は重々気を付けていただいて、警察署を閉めるようなことがあってはならないということで頑張っていたきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

山田委員

私のほうから、まず議案の関係で質問したいと思います。

前の委員会の時に、警察予算の補正の有無や実施計画について質疑したところ、高橋理事官からは、第一次補正に警察予算は盛り込まれていないというふうな答弁でした。第二次補正で当局と調整するという答弁だったと思います。

そこで、この度の警察費の補正予算案、先ほど来審議されておりますけれども、事業費の総額が530万円余りの財源には、当然、国支出金265万円が充てられていると思います。これは事業費の半額は国庫金を充てるとということで私自身は理解するのですが、この場合、第一次補正と同様、実施計画を提出する必要はないのかという点について確認方よろしくお願いします。

高橋警務部理事官

事前委員会でもそのような答弁をいたしました。新型コロナウイルス感染症対策の第一次補正予算は1兆円と理解しておりますけれども、これは感染拡大の防止であるとか、また医療体制の整備、地域経済の支援等を内容としたもので、地方自治体等が実施計画を策定して、その内容について国が1兆円を交付するというものであります。

県警察は、事前委員会でも答弁しましたように、この第一次補正にそのメニューはござ

いませんでして、第二次補正から今回の補正予算につながっているというものであります。今回の第二次補正は、先に申し上げた警察署の留置施設の改修、警察官の感染予防に係る備品の購入経費を補助事業として、警察庁が措置をして各自治体に配付しようというものであります。

山田委員からもありましたように、当該補助事業は、警察法によりまして、県が措置した2分の1を補助しようというものでありまして、今回の530万円余りに対して、半額の経費を充てているということであります。

今回の第二次補正は全体でおおむね2兆円と理解しておりますけれども、今回の補正予算はこれとは別に警察庁が補助しようという経費であります。したがって、山田委員から御指摘がありました実施計画書は必要なく、県警察からの補助金の申請書は必要でありますけれども、いわゆる実施計画書の提出の必要は求められていないというものであります。

山田委員

分かりました。2兆円の枠とは別の分で手当てをしているというふうなことでいいんですね。

高橋警務部理事官

2兆円の中か外かということは、議論として承知しませんが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金としての扱いをしていませんから、実施計画書の提出は要らないというものでございます。恐らく2兆円とは別のものとは思いますが。国全体で9億円と承知しておりますけれども、その9億円が2兆円の中のものか外のものかは承知しておりませんので、御理解いただきたいと思います。

山田委員

引き続き、そのことが分かったら御連絡いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

それと、新型コロナウイルス感染症の関係で、1点だけ確認したいことがありまして、委員長よろしくお願いします。県内で6番目の新型コロナウイルスの感染者が明らかになった。現在、店舗名等々は公表されていないけれども、6月26日の知事の記者会見の時に、6番目の感染者の業務に関して、風俗営業の業種で勤務していたとした上で、ガイドラインが設けられていないとか、全てに店舗があるというわけではない等の発言があった。さらに、同じ形態の事業者は県内で214あるというふうな発言をされています。風俗営業法に関しては、県警察の所管ということで、この214業者の内訳について御報告いただきたいと思います。

田中企画課長

風俗事業者214の内訳ということでございます。さきの防災・感染症対策特別委員会におきましては、6例目の感染者の方が働いていた風俗店は感染拡大予防の業種別ガイドラインが作られていない性風俗店であるといったしまして、当該業種における感染防止及び感

染拡大防止について御議論がなされたところでございます。山田委員から御質問の214事業者につきましては、都道府県公安委員会への届出が必要となっております性風俗店のうち、客に接触する役務を提供する営業でございます。いわゆるソープランド7事業者、店舗型ファッションヘルス18事業者、派遣型ファッションヘルス189事業者の合算であるというふうに承知してございます。

山田委員

今、答弁があったんですが、知事部局においては正式に性風俗というコメントをしておりません。ただ、風俗営業はごまんとあるので、県民の中から混乱も一部出ていると聞いております。

そこで、一部の新聞では既に性風俗事業者と確認しているけれども、県が利用者に呼び掛けているのは風俗営業と言われております。風俗営業は、スナックや深夜営業等と幅広いと思うのですけれども、これは許可制ではなく届出制という関係もあると思うので、その関係も含めて、この214事業者は性風俗関連特殊営業ということで間違いないのかという点について、踏み込んだ答弁をお願いします。

田中企画課長

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、いわゆる風営適正化法におきましては、営業の形態によりまして四つに区分されてございます。一つ目が風俗営業、二つ目が性風俗関連特殊営業、三つ目が特定遊興飲食店営業、最後の四つ目が深夜における酒類提供飲食店営業に区別されているところでございます。そこで、先ほど答弁いたしました214事業者は、いずれも性風俗関連特殊営業ということでございまして、都道府県公安委員会に対して届出が必要な業者でございます。

山田委員

それは分かりました。確認できました。それ以外にですね、届出制と許可制の関係も含めて御答弁いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

田中企画課長

山田委員から御質問ありましたように、許可制と届出制がございます。届出制につきましては、答弁いたしましたように性風俗関連特殊営業が届出制となっております。他方、許可制につきましては、料理店、社交飲食店、いわゆるお酒を飲むところが許可制ということで区別をされているところでございます。

浪越委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時16分）